

訪問看護・介護予防訪問看護運営規程（訪問看護ステーションCras）

（事業の目的）

第1条 合同会社Cras（以下「事業者」という。）が開設する訪問看護ステーションCras（以下「事業所」という。）が行う訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員（保健師、看護師または准看護師）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者、精神科領域疾患者に対し、主治の医師が必要と認めた者に適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問看護の提供に当たっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

2 介護予防訪問看護の提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身

の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーションCras
- 二 所在地 滋賀県守山市守山3丁目17-3 風の薫荘6号室

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 : 1名（看護職員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも訪問看護の提供に当たる。また、当該事業所の従業員に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。

- 二 看護職員 : 常勤換算方法で2.5人以上

看護職員は、主治医の指示書と居宅（介護予防）サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って（介護予防）訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という。）を作成し、当該計画に基づき訪問看護等を提供し、実施項目等を（介

護予防) 訪問看護報告書として作成する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及びお盆(8月14日～8月16日)、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。
- 二 営業時間 : 9時から18時までとする。
- 三 サービス提供日 : 月曜日から金曜日までとする。
- 四 サービス提供時間 : 9時から18時までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- 一 状態の観察
- 二 身体の清潔援助
- 三 栄養に関する援助
- 四 排泄に関する援助
- 五 褥創の予防、処置
- 六 療養環境の整備
- 七 精神科領域疾患者及びご家族の相談・支援
- 八 精神科領域に関わる訪問看護業務
- 九 その他医師の指示による医療処置

(訪問看護等の利用料その他必要な費用の額)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合は、額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定める額その他、通常の事業の実施地域を越えた時点からの額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

一 交通費 通常の事業の実施地域を越えた時点から片道5km未満300円 5km以上700円をいただきます。(実費請求)

二 訪問看護キャンセル料

・当日の朝までに連絡があれば、キャンセル料は無料。連絡がない場合は、2500円を負担していただきます。(実費請求)

※ 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

※ 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。

三 死後の処置料は、10000円とする。

- 3 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大津市（粟津、北大路、石山、瀬田、瀬田北中学校区）草津市、栗東市、守山市、野洲市、湖南市（石部、甲西北中学校区）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、防水管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他、虐待防止のために必要な措置

サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

（苦情に対する対応方針）

第13条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（個人情報の保護）

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業者は、従業員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 2ヶ月以内

二 継続研修 年3回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社Crasと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は令和5年 4月 1日から施行する。

令和6年 4月 1日改定 （通常の事業の実施地域）の変更